

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、福山市（上下水道局を含む。）が行う工事成績条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のとおり定める。

なお、2018年（平成30年）4月20日付け福山市公告第352号は、廃止する。

2019年（令和元年）5月10日

福山市長 枝 廣 直 幹

工事成績条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格

福山市（上下水道局を含む。）が発注した工事（最終の契約金額が500万円以上のものをいう。）の過去3年度間（入札に参加しようとする年度の前3年度間をいう。）の工事成績の平均点が、入札に参加しようとする工事の工種ごとにそれぞれ次に定める点数以上であること。

土木一式工事	75点
建築一式工事	76点
電気工事	75点
管工事	75点